

# 不安をそのままに しないでほしい。

「司法書士に相談するのって高いんでしょ？」  
とおっしゃるお客様がいらっしゃいます。

不安をそのままにしないで、  
もっと気軽に相談してほしい。  
そう思い、当事務所では、初回のご相談1時間は  
無料としております。

また、ご安心して相談ができるように  
ご自宅等へ伺っての訪問相談もおこなってお  
ります。

相談内容はひとりひとり違うから、  
きちんと向き合いお話を聞かせていただく。  
舞鶴中央司法書士事務所は、  
これからもみなさまの身近な法律家であり続  
けます。お気軽にご相談ください。

## なにができるの？

当事務所では幅広い分野で皆様の負担を軽減する  
サポートをおこなっています。

### [登記]に関すること

- 「不動産を売買したので名義を変えたい」
- 「会社を作りたい」
- 「住宅ローンを払い終わったので、  
抵当権を抹消したい」 など

### [財産]に関すること

- 「遺言書を作りたい」
- 「相続放棄をしたい」
- 「認知症になったときの備えをしたい」 など

### [お金のトラブル]に関すること

- 「仕事の報酬を払ってもらえない」
- 「未収金のままで困っている」
- 「借金についての相談をしたい」 など

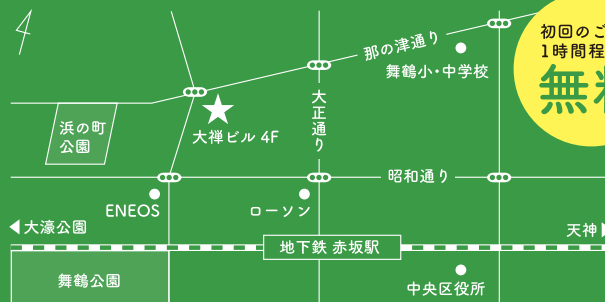
## お問い合わせ

TEL 092-741-3149



[電話相談受付] 平日/9:00-18:00 ※土日祝対応も可能  
<https://maizuru-office.com>

舞鶴中央司法書士事務所  
〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号大禅ビル410



初回のご相談  
1時間程度は  
**無料**

仕事をしたのに  
お金を払ってもらえない。  
あきらめるしか  
ないのでしょ  
うか？



そんなことはありません。

未収金を回収できるまで  
お付き合いいたします。

舞鶴中央司法書士事務所

# 未収金の 落とし穴。

「貸したお金を返してもらえない。」

「商品の代金を支払ってくれない。」

「仕事をしたのに報酬を払ってくれない。」

未収金は、そもそも、会社や個人の資産です。

未収金が発生してから、**5年で時効\***を迎えてしまうことも！そうなると、未収金の回収ができなくなってしまいます。

また、相手方との関係もあるからと、損金として処理をする場合にも注意が必要です。どのような請求をして、いつどのような対応策を講じたのか。記録をつけておかなければ貸倒損失に計上が出来ず、必要経費として処理できない場合があります。

だから、債権回収は長期化させずに、  
早めに対処することがとても重要です！

※2020年以降に発生したもの。

ここでは、「未収金を回収したケース」をいくつかに分けてご紹介。

未収金でお困りの方は、司法書士へご相談ください。

**TEL 092-741-3149**

## CASE:1

電話をしても、  
全然支払ってもらえない。



▶ 司法書士からの**直接電話交渉**で  
支払ってもらえた！

専門家からの連絡は、とても効果的！電話がつながるのであれば、まずは電話での交渉がおすすめ。支払ってもらえる可能性が十分あります。

## CASE:2

マンションの管理費・修繕積立金が  
未納の人がいて困っているが、  
電話をしても効果がない。



▶ 司法書士から  
**内容証明**を送ってもらい、  
支払ってもらえた！

当事者からの督促状よりも、専門家からの督促状は、とても効果的！  
連絡がない場合は、訴えを起こすなど予告をすることで、相手によりプレッシャーを与えることができます。

## CASE:3

仕事をしたのに支払われず、  
長い間、電話も書類も  
無視されている。



▶ **裁判所から支払督促**(請求書のようなもの)を  
送ってもらい、  
支払ってもらえた！

裁判所を通じて金銭の支払いを請求し、2週間以内に返事がなければ、再度申立て(仮執行宣言の申立て)をすることで、相手方の財産を差し押さえることができるようになります。通常、申立てを行うと、相手方から連絡があり、和解するケースが多いです。

## CASE:4

次も仕事をお願いするからと  
言われ、請求できずに困っているが  
我慢の限界だ。



▶ **訴えを起こし、裁判所で和解。**  
分割で支払ってもらえた！

相手方との関係性を断ち切る決断も時には必要です。その際、トラブル回避のためにも裁判所で話し合いを行うことが効果的。通常、訴えを起こした後に支払ってもらえるケースが多く、それだけプレッシャーを与えることができる場所が裁判所です。また、少額訴訟(60万円未満)であれば、1日で裁判が終わるので解決までの時間が短いこともあります。

※認定司法書士は140万円以下の金銭債権について、裁判上・裁判外で代理人として手続きを行うことができます。